

店頭外国為替証拠金取引説明書 (C-NEX)

平成 22 年 3 月

商号：株式会社サイバーエージェントFX

登録番号：関東財務局長（金商）第271号 金融商品取引業者

連絡先：0120-952-318

加入協会：社団法人金融先物取引業協会 登録番号 1555号

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	4
・取引の方法	4
・証拠金	5
・決済に伴う金銭の授受	6
・益金に係る税金	6
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	8
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	11
弊社の概要について	14
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	17

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

1. 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

2. 相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

3. 取引システム又は金融商品取引業者とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

4. 決済される建玉は、先入先出法（FIFO）によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、本サービスでは受け付けておりません。

※注文の種類により約定条件が異なります。

C-NEX 取引マニュアルをご熟読のうえ、十分ご理解下さい。

5. 手数料は無料です。

6. お客様は、原則として、以下の時間帯においては入出金指示を行うことができません。

●東京（日本）時間：火曜～金曜 午前 7:00～午前 8:00
（サマータイム時：火曜～金曜 午前 6:00～午前 7:00）

●東京（日本）時間：土曜午前 6:30～月曜午前 7:00
（サマータイム時：土曜午前 5:30～月曜午前 6:00）

7. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

8. 弊社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を以下の業者と行っています。

また、弊社において複数のカバー先銀行とのカバー取引は、全て、以下のPB（プライムブローカー）一行に集約され、決済される仕組みとなっています。

<PB（プライムブローカー）>

シティバンク、エヌ・エイ

（Citibank, N. A.）銀行業：米国通貨監督庁および英国金融サービス機構

<カバー取引先（並びはアイウエオ順）>

コメルツ銀行

（Commerzbank AG）銀行業：監督当局はドイツ連邦金融監督局

J. Aron & Company（ゴールドマン・サックスグループ）

（J. Aron & Company）証券業：イギリス金融庁

JPモルガン・チェース銀行

（JPMorgan Chase Bank, N. A.）銀行業：米国通貨監督庁

スタンダードチャータード銀行

（Standard Chartered Bank）証券業：イギリス金融庁

ドイツ銀行

（Deutsche Bank AG）銀行業：ドイツ連邦金融監督局

バークレイズ銀行

（Barclays Bank PLC）銀行業：イギリス金融庁

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ

(Bank of America, N.A.) 銀行業：米国通貨監督庁

香港上海銀行

(The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)

証券業：香港金融監督庁

ユービーエス・エイ・ジー

(UBS AG) 銀行業：スイス連邦銀行委員会

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド

(The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業：英国金融サービス機構

9. お客様から預託を受けた証拠金は、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口及びみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、弊社の固有財産とは区分し、管理しております。

10. 弊社、カバー取引相手方又は顧客資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他の顧客資金の返還が困難になることで、お客様に損失が生ずるおそれがあります。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

弊社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

弊社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。

- a. 取引の対象は、USD/JPY(米ドル/円)、EUR/JPY(ユーロ/円)、AUD/JPY(豪ドル/円)、GBP/JPY(英ポンド/円)、CAD/JPY(カナダドル/円)、CHF/JPY(スイスフラン/円)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、EUR/USD(ユーロ/米ドル)、GBP/USD(ポンド/米ドル)の組み合わせとなります。
- b. 取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨1,000,000通貨単位とします。
- c. 呼び値の最小変動幅は、1通貨単位あたり0.001円とします。

※ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドルの場合は、1通貨単位あたり0.00001米ドルとなります。

- d. 弊社が各通貨組合せごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。弊社がお客様に提示する価格は銀行間市場の価格を参考として決定します。
- e. お客様が保有するポジション(建玉)は、反対売買にかかる注文が約定した場合に手仕舞われます。なお、決済される建玉は、先入先出法(FIFO)によります。
- f. ポジションの反対売買による手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日の付け合せ時間帯終了時に自動的にロールオーバーし、翌営業日に繰り越します。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを弊社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

- h. お客様の損失が所定の水準に達した場合、弊社は、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「☆証拠金」の「(4)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる場合があります。
- i. 決済日は、原則として、当該決済を行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。お客様がご自身で保有するポジション（建玉）を決済しない場合、弊社はお客様のポジション（建玉）を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

☆証拠金

(1) 証拠金の差入れ

- ① 証拠金は現金のみのお取扱いとなります。
- ② 初回入金額は1,000,000円以上、また、取引にかかる取引証拠金は最小取引数量に対し約定金額に1%を乗じた金額が必要となります。

(2) 証拠金の引出し

お客様は、お客様のご資産のうち、以下の出金可能額を上回らない範囲で引き出すことができます。また、弊社は、お客様からのご依頼を受けた出金については、原則として2営業日後に出金の手続きをさせていただきます。

・ 出金可能額＝有効証拠金額（資産±確定損益±未確定損益）

※ただし、下記の(a)～(c)の条件をすべて満たす場合に限られます。

(a) 資産 ≥ 出金依頼額

(b) 有効証拠金－出金依頼額 > 保有ポジションに係る取引証拠金

(c) 有効証拠金－出金依頼額 ≥ 0

(3) スワップポイントの取扱い

弊社が行う建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、お客様の資産に加算又は減算されます。

(4) ロスカットの取扱い

値洗い時による有効証拠金額が、保有ポジションに係る取引証拠金に対し100%を下回った場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、弊社は、お客様の計算において建玉を反対売買して決済します。

(5) 証拠金の管理

お客様から預託を受けた証拠金は、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口及びみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、弊社の固有財産とは区分し、管理しております。

(6) 証拠金の返還

『(2) 証拠金の引出し』に定める証拠金の引出し可能な範囲内において、お客様から証拠金の返還の請求があった場合は、請求日の翌々営業日の15時までに返還します。

☆決済に伴う金銭の授受

(1) 円貨による差金決済のみが可能で、外国通貨による受渡はできません。

(2) 店頭外国為替証拠金取引に伴うお客様と弊社との間の金銭の授受は、以下の計算式により算出した現金を受渡すものとします。

通貨単位×約定価格差（円）×取引数量

(※) 約定価格差とは、相殺決済対象の約定価格差を指します。

・クロス取引の通貨の場合

通貨単位×約定価格差（通貨単位）×取引数量

(※) 決済がなされた時点での対円取引の清算価格で円通貨額を確定します。

☆益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となります。雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に参入されます。

弊社は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該弊社の所轄税務署長に提出します。

※所得税法は、所得を給与所得、事業所得、不動産所得など10種類に区分し、各所得について具体的にその内容を定めていますが、雑所得は他の9種類の所得のいずれにも該当しない所得をいいます。

雑所得に該当する収入（利益・損失）はすべて合算する必要があります。例えば複数の業者でFX収入（利益・損失）が発生している場合はもちろん、そのほかに外貨預金による為替差損益、公的年金（公的年金等控除額を控除後）、原稿料、講演料などがある場合も、これらすべてを合算して雑所得の計算をします。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が弊社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、弊社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて本説明書を熟読し、十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. 取引画面等の確認

「C-NEX」では、取引画面はすべて英語表記となっています。また、操作マニュアルや各種お客様への送付書類についても、一部英語表記となる場合があります。お客様はこれらを理解し、問題なく操作を行えることが必要となります。

c. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ、書面又はインターネット上で弊社約款等にご同意いただいた上で、店頭外国為替証拠金取引口座設定が必要となります。その際、ご本人である旨の確認書類をご提出いただきます。なお、口座を開設するには、弊社所定の一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、弊社の取扱時間内に、次の事項を弊社の提供する取引画面に正確に入力し指示して下さい。

a. 注文する通貨の組合せ

b. 売付取引又は買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格（指値又は成行）（指値には、弊社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。）

e. 注文の有効期限

- ①GTC（無期限）：発注と同時に現レートか、それより有利なレートで約定する注文
- ②Timed：有効時間（秒）の設定が可能
- ③Custom：日時設定が可能

f. その他お客様の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、お客様は弊社に所定の証拠金を差し入れる必要があります。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

弊社は、お客様より上記の差し入れを受け入れた場合、証拠金受領書を交付するものとします。

(4) 建玉の決済

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合は決済とし、取引数量分が既存の建玉から減少します。なお、決済される建玉は、先入先出法（FIFO）によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、本サービスでは受け付けておりません。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、弊社はお客様に、成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を交付します。

(6) 手数料

「C-NEX」サービスにおいては、弊社の手数料は無料となっています。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

弊社は、お客様にお取引状況をご確認いただくため、お客様からの請求があった場合は取引成立のつど、また、お客様からの請求がない場合は四半期ごと（取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に、お客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金その他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

お客様においては、弊社からの書面の交付を電磁的方法により受けることをご承諾いただきます。

(9) 取引終了の事由

お客様が約款第31条2項に定める事由に該当する場合には、本サービスにおける本口座は解約される事になります。

主な解約事由は以下の通りです。

- ・お客様が弊社に対し店頭外国為替証拠金取引の本口座の解約の申し入れをした時。
- ・お客様が約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。
- ・一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- ・お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。
- ・前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。

(10) 特定投資家制度

金融商品取引法では、幅広い投資商品を規制対象としているため、知識・財産・投資経験等の一定の要件を満たす個人・法人のお客様を、金融取引にかかる適切なリスク管理をおこなうことが出来ると考えられる特定投資家として区分しています。この基準に適合するお客様は、自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、また、一定の基準を満たす特定投資家は、特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

(11) その他

弊社からの通知書や報告書の内容については、必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに弊社のお客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは末尾の弊社お客様サービスセンターにお尋ね下さい。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者

- に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
 - i. 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
 - j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
 - k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
 - l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
 - m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
 - n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
 - o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
 - p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
 - q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引を

する行為

- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

弊社の概要について

1 商号及び名称

株式会社サイバーエージェントFX

(第一種・第二種金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 271 号)

2 設立年月日

平成 15 年 9 月 1 日

3 資本金

4 億 9 千万円 (平成 22 年 2 月 28 日現在)

4 本店所在地

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階

5 役員の状況

役員名	氏名又は名称
代表取締役	西條 晋一
専務取締役	高根 宏章
常務取締役	秋沢 正徳
取締役	田島 聡一
監査役	横田 淳

6 株式等の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	保有株式数	出資額	割合
(株) サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂 一丁目 12 番 1 号	16,200 株	810,000,000 円	100.00%

計1名				100.00%
-----	--	--	--	---------

7 加入している金融商品取引業協会

社団法人金融先物取引業協会（登録番号 1555 号）

8 沿革

年月	内容
平成 22 年 2 月	「くりっく365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト20階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第271号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェントFXに社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂1-14-6に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第148号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金4億9千万に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金4億2千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金1億7千万円に増資
平成 15 年 11月	外国為替証拠金取引「外貨ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金1億円で設立

9 行っている業務

- ・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業
（インターネットを介した店頭及び取引所外国為替証拠金取引業）

10 連絡先

TEL:03-5459-0244（代表） FAX : 03-3770-7960

外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- 売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- オファー

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。

- 外国為替証拠金取引（がいこくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。

- 買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- 買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- 確定損益（かくていそんえき）

相殺決済において確定した差損益をいい、算出方法は以下の計算式によります。

確定損益＝通貨単位×約定価格差（円）×取引数量

※約定価格差とは、相殺決済対象の約定価格差を指します。

- カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は外国為替証拠金取引をいいます。

- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- 差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

- ・資産（しさん）

お預りしている資産の合計で、外貨については円換算し、合計したものをいいます。

- ・証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

- ・スワップポイント

外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

- ・追加証拠金（ついかしょうきん）

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

- ・転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人及び法人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・取引証拠金（とりひきしょうきん）

個別取引の担保として弊社に予め預託することが必要な担保金をいいます。

- ・値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

- ・媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

- ・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・未確定損益（みかくていそんえき）

顧客の保有ポジションにおいて、値洗い時の評価価格で算出した差損益をいいます。算出方法は以下の計算式によります。

未確定損益＝通貨単位×価格差（円）×保有ポジション数量

※価格差とは、保有ポジションの平均約定価格と値洗い時の評価価格との差を指します。

- ・有効証拠金（ゆうこうしょうきん）

お客様が預託した証拠金から評価損益を差し引いた金額のことで、以下に定める計算式で算出されます。

- ・ 有効証拠金＝資産±確定損益±未確定損益

- ・両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

(連絡先) サイバーエージェント F X お客様サービスセンター
TEL : 0120-952-318 (月曜～金曜 午前 9:00～午後 6:00)
お問い合わせ URL : <http://www.cnex.jp/call>

外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。